

日本脳炎接種方法

氷見市市民部健康課

*今回の改正

平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた方（特例対象者：日本脳炎ワクチンの積極的勧奨の差し控えの影響を受けた方）		
特例対象者		現在の接種状況
第1期	20歳未満	
第2期	9歳以上20歳未満	
注意 *第2期の接種について 第1期終了後6日以上の間隔をおけば実施できることとしているが、通常、第1期接種の終了後、おおむね5年の間隔をおいて接種するものであり、この間隔を参考にすることが望ましい。 （接種間隔については、医師とご相談ください。）		第1期初回1回のみ受けた方 （残り3回）
		第1期初回2回目まで受けた方 （残り2回）
		第1期追加まで受けた方 （残り1回）
		全く受けていない方 （残り4回）
		・6日以上の間隔で第1期の不足2回を接種。なお、既に接種済の1回と今回の接種間隔については6日以上の間隔をおくこと。 ・第2期は9歳以上で1回接種する。
		・6日以上の間隔で第1期の不足1回を接種。なお、既に接種済の2回と今回の接種間隔については6日以上の間隔をおくこと。 ・第2期は9歳以上で1回接種する。
		・9歳以上で接種。なお、既に接種済の3回と今回の接種間隔については6日以上の間隔をおくこと。
		・第1期初回とし6日～28日までの間隔をおいて2回接種 ・第1期追加とし第1期の終了後、おおむね1年を経過した時期に1回接種 ・第2期は9歳以上で1回接種する。

予診票を紛失した場合は健康課でお渡ししますので、事前に健康課にご連絡のうえ、窓口までお越しください。接種歴を確認しますので、母子健康手帳を必ずお持ちください。

平成19年4月2日以降に生まれた方は従来と同じです。